

令和6年度 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

国民健康保険のお知らせ



令和6年度の保険税

所得割率、均等割額、平等割額は据え置き、賦課限度額は改定しました。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	6.8%	2.0%	1.8%
均等割額	30,200円	9,300円	9,200円
平等割額	29,400円	8,800円	6,800円
賦課限度額	650,000円 (650,000円)	220,000円 (200,000円)	170,000円 (170,000円)

※()内は昨年度の額
所得割率：世帯加入者全員の所得に応じた率
均等割額：加入者1人当たりの額
平等割額：1世帯当たりの額
賦課限度額：保険税の世帯上限額

保険税の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険税(均等割、平等割)の軽減を受けることができます。令和6年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	均等割 平等割
43万円+10万円×A	7割軽減
43万円+29.5万円×B+10万円×A	5割軽減
43万円+54.5万円×B+10万円×A	2割軽減

A：年金・給与所得者の人数－1
B：世帯の被保険者の人数

後期高齢者医療のお知らせ



令和6年度の保険料

所得割率、均等割額、賦課限度額は全て改定しました。

所得割率	9.88%※1
均等割額	50,760円
賦課限度額	800,000円※2

所得割率：加入者の所得に応じた率
均等割額：加入者1人当たりの額
賦課限度額：保険料の上限額
※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者は9.41%を適用
※2 令和6年3月31日以前に後期高齢者医療保険の資格取得者、または障害認定の加入者は73万円

保険料の軽減

世帯主・被保険者の合計所得金額が軽減判定所得金額以下の場合、保険料(均等割額)の軽減を受けることができます。令和6年度の基準は以下の通りです。

軽減判定所得金額	軽減後の 年間均等割額
43万円+10万円×A	15,228円 (7割軽減)
43万円+29.5万円×B+10万円×A	25,380円 (5割軽減)
43万円+54.5万円×B+10万円×A	40,608円 (2割軽減)

A：年金・給与所得者の人数－1
B：世帯の被保険者の人数

介護保険のお知らせ



令和6年度の保険料

介護保険料は据え置きました。保険料基準額は、年額75,600円です。基準額をもとに所得段階別の保険料が決められています。

7月中旬に国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険税(料)決定通知書を送付します。それに合わせて、今年度の保険税(料)の変更点などについてお知らせします。

問い合わせ こまつもしもしセンター ☎20・0404
医療保険課(国保) ☎24・8059
(後期・介護) ☎24・8148

マイナ保険証をご利用ください



マイナ保険証を使う

★メリット



★より良い医療を受けることができる

お薬情報や健康診断結果を見られるので今後の治療に役立てられます。

★手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

新しい保険証を送付します

8月1日から使用できる新しい保険証を、7月中旬から特定記録郵便で順次送付します。現在の保険証は7月31日で期限切れとなるため、各自で破棄をお願いします。また、保険証は令和6年12月2日以降新たに発行されません。今回発行された保険証に記載の有効期限まで利用できます。

国民健康保険被保険者証 (国民健康保険に加入の人)

藍色に変わります(現オリーブ色)。70歳以上の人には国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を送付します。

後期高齢者医療被保険者証 (後期高齢者医療保険に加入の人)

桜色に変わります(現紫色)。現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件に該当する人には、保険証と合わせて新しい認定証を送付します。

※国民健康保険被保険者証は小松市から、後期高齢者医療被保険者証は石川県後期高齢者医療広域連合からそれぞれ発送します。同じ世帯であっても配達日は異なる場合があります。

保険税(料)の決定通知書を送付します

令和6年度の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。通知書をご覧ください、納期限までにお支払いください。

※軽減や減免を受けるには所得の申告が必要です。世帯主及び世帯の被保険者で申告していない人や所得がない人も必ず申告をしましょう。

納期月＝○ 普通徴収：納付書または口座振替による支払い 特別徴収：年金からの天引きによる支払い

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—

※年度内で資格を取得または喪失する場合など、上記の支払回数と異なる場合があります。詳しくは送付する通知書をご覧ください。